○総務省告示第三百七十五号

別符号の条件等を定める件)の一部を炊のように改正する。を含む。)の規定に基づき、平成六年郵政省告示第四百二十四号(端末設備等規則の規定に基づく識端未設備等規則(昭和六十年郵政省令第三十一号)第九条(同令第三十六条において準用する場合

令柜二年十二月十日

総務大臣 武田 良太

下「対象規定」という。)は、これを加える。 規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる

松川後			- 松川油	
[鉴]			[1 屆시]	
二 使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設		₹	1 [區斗]	
備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる方法によるものとする。				
使用する無線設備の区別	の判定の方法使用する電波の周波数が空き状態であると		使用する無線設備の区別	の判定の方法使用する電波の周波数が空き状態であると
[~+6 &]			[~九の 匝刊]	
無線局の無線設備 接続方式デジタルコードレス電話の七の三 時分割・直交周波数分割多元	[金]		カの川 [區刊]	[<u></u>] 區刊]
	○ 占有周波数帯幅の許容値が五、○○			(2) [區出]
	デンベントとの。) ブテの デンベン アンドン アンド とう アンド と し			場合 ットを○デンベルとする。)以下の力が(1) ハニデンベル(1)リアリカが(1) ハニデンベル(一ミリワカの・1) 工画の電波による受信電うち、一、ハ九人・四五風又は一、ウードレス電話の制御チャネルの「ア・イ 同上]
[< 〜 + 盗]			[<~+1 區出]	
[11] 鉴]			[비 區쒸]	
四 一の筺体に収めることを要しない無線設備又はその装置は、次のとおりとする。			閏 [匠刊]	

1 小電力データ通信システムの無線局の無線設備(五七跐を超え六六迅以下の周波数の電 波を使用するものを徐く。)、五・二趾帯高出力データ通信システムの無線局の無線設備 、持分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の無線器に、七〇〇血帯高 度道路交通システムの無線局の無線設備又はテレメーター用等の特定小電力無線局の無線 設備(九一五・九甌以上九二九・七甌以下の周波数の電波を使用するものに限る。)であ って、次の条件を満たすもの

[(|) • (||) 魯]

[ひ・8 魯]

[用 器]

って、空中線を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができないもの。また、高 周波部及び変調部が別の筺体に収められている場合にあっては、送信装置としての同一性 を維持できる措置が講じられており、かつ、それぞれが容易に開けることができない構造 のもの。

[벼 匝시]

備考・表中の「 」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

1 小電力データ通信システムの無線局の無線設備(五七弛を超え六六迅以下の周波数の電 波を使用するものを徐く。)、五・二趾帯高出力データ通信システムの無線局の無線設備 、持分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の無線設備、持分割・直交 周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の無線設備、七〇〇س帯高度道 路交通システムの無線局の無線設備又はテレメーター用等の特定小電力無線局の無線設備 (九一五・九甌以上九二九・七甌以下の周波数の電波を使用するものに限る。) であって

、次の条件を満たすもの

[(1)・(11) 恒円]

[21・62 匝山]

[整設]